

学 則

① 商号又は名称	特定非営利活動法人 結いの会ともうず
② 研修事業の名称	特定非営利活動法人 結いの会ともうず 介護職員初任者研修講座
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護職員養成研修
④ 研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 ・ 通学形式 ・ 通信形式 (通信学習実施計画書(別添 2-10)を参照)
⑤ 事業者指定番号	大阪府事業所指定番号 88
⑥ 開講の目的	高齢社会を迎え、多様化するニーズに対応した質の高い介護サービスを提供するため、専門的な知識や技術を身に付け、地域福祉推進に貢献するための介護職員を育成することを目的とする。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	講義：社会医療法人 同仁会 介護老人保健施設みみはら 堺市西区鳳南町 5 丁 594-1 社会医療法人 同仁会 地域コミュニティ棟 堺市堺区大仙西町 6 丁 176 泉州看護専門学校 堺市堺区老松町 2-58-1 演習：社会医療法人 同仁会 介護老人保健施設みみはら 堺市西区鳳南町 5 丁 594-1 泉州看護専門学校 堺市堺区老松町 2-58-1
⑧ 実習施設	実施する … 実習施設一覧表 (別添 2-7) を参照
⑨ 講師の氏名及び担当科目	講師一覧表… (別添 2-3) を参照。
⑩ 使用テキスト及び通信添削課題	(株)日本医療企画「介護職員初任者研修課程テキスト」全 3 巻 通信添削課題：自社 (特定非営利活動法人結いの会ともうず) で実施
⑪ シラバス	シラバス通信用 (別添 2-2) を参照。
⑫ 受講資格	・ 現在、介護・福祉業務に従事している者 及びこれから従事しようとする者 ・ 本研修全日程を受講でき、通学できる者 ・ 堺市近郊に在住・在勤で通学可能な 16 歳以上の者 (未成年の場合は保護者の同意を要する) ・ 外国人の場合、日本語能力試験 N 3 以上または日本語検定 4 級以上の者
⑬ 広報の方法	自法人ホームページにおいて行う。 社会医療法人同仁会の各事業所でのポスター掲示、チラシ設置 定期広報物への掲載、チラシ折込

⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 http://www.mimihara.or.jp/yuinokaitomouzu/
⑮受講手続き及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	受講希望者には、本学則、重要事項説明書、カリキュラム、申込書を送付し、所定の受講申込書に必要事項を記入の上、本人確認できるものを持参し、結いの会事務所へ申し込み、本人確認の実施、受講料入金により受講手続きの完了とする。 受講希望者が多数の場合は、受講申込書提出の先着順で決定する。
⑯受講料及び支払い方法	60,000 円（テキスト代、保険料、消費税含む） 受講決定後、現金にて納入または下記口座に振込（振込料は本人負担） ・ ゆうちょ銀行 店名 四〇八 記号 14040 番号 62713131 特定非営利活動法人結の会ともうず ※ 分割払可能（詳細はホームページ参照） ※ 当講座は「教育訓練給付制度」の対象ではございません。
⑰解約条件及び返金の有無	＜受講希望者からの解約＞ 開講日前日まではテキスト代を除いた金額を返金する。（振込手数料は本人負担） 講座開始後の申し出は返金しない。 ＜当法人からの解約…受講者が 5 名に満たなかった場合＞ 受講料の全額を返金する（振込手数料は当法人が負担）
⑱受講者の個人情報の取り扱い	受講者から取得した個人情報に関しては、本講座に関する連絡事項や運営において必要な範囲でのみ使用する。 なお、本研修の修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑲研修修了の認定方法（通信添削課題の合格基準を含む）	＜認定方法＞ 修了を認定した者には修了証明書を交付する。 ＜研修の修了年限＞ 3 ヶ月以内。ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は 1 年 6 か月以内とする。 ＜修了評価方法＞（別添 2-9）を参照 修了評価筆記試験は 60 点以上を合格とする。 ＜修了評価試験不合格時の取り扱い＞ 担当講師による補習のうえ、修了評価日以降 1 ヶ月以内に再試験を実施する。（補習・再試験実施費用 2500 円） 再評価の試験回数は最大 2 回までとし、再試験は当法人が指定する日に受けるものとする。その結果、不合格となった者は未修了扱いとする。（受講料の返金はしない）
⑳補講の方法及び取扱い	＜補講の方法＞ やむを得ない事情で講義の一部を欠席した者については、当法人の指定する日時に補講を受けることにより当該教科に出席したものとする。ただし、補講の上限は 14 時間とする。

	なお、新型コロナウイルス感染症等への対応により通学および開講が困難となった場合は、臨時的措置として上限 14 時間を超える補講を認める。 ＜補講に要する費用＞ 補講 1 時間あたり 1,000 円を別途徴収する。
㉑科目免除の取扱い	開講日の 3 日前までに所定の「実務経験証明書」を提出したものに限り、大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定の通り取り扱う。 免除科目：職務の理解（6 時間） ただし、受講料の減免措置はないものとする。
㉒受講中の事故等についての対応	受講中の事故等については、傷害補償保険にて対応する。保険料は受講料に含むものとする。
㉓研修責任者名、所属名及び役職	責任者：森 高志（モリ タカシ） 所属名：特定非営利活動法人 結いの会ともうず 役 職：代表理事
㉔課程編成責任者名、所属名及び役職	責任者：北村 和子（キタムラ カズコ） 所属名：特定非営利活動法人 結いの会ともうず 社員 役 職：事務局員
㉕苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	担 当：山崎 則子（ヤマザキ ノリコ） 連絡先：特定非営利活動法人 結いの会ともうず 事務局長 電 話：072-280-5887
㉖研修事務担当者名、所属名、役職及び連絡先	担 当：山崎 則子（ヤマザキ ノリコ） 連絡先：特定非営利活動法人 結いの会ともうず 事務局長 電 話：072-280-5887
㉗情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	担 当：山崎 則子（ヤマザキ ノリコ） 連絡先：特定非営利活動法人 結いの会ともうず 事務局長 電 話：072-280-5887
㉘修了証書を亡失・き損した場合の取り扱い	「養成研修修了証明書の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき、証明書を交付する。したがって養成研修修了証明書の再発行は行わないものとする。 ・証明書交付に係る費用：2300 円
㉙その他 必要な事項	＜受講定員＞ 20 名 ＜通学の手段＞ 自家用車での通学は認めない。 ＜遅刻の取り扱い＞ 10 分以上の遅刻は欠席とみなし、補講を受けなければならない。ただし、公共の交通機関の延着証明の提出がある場合はこの限りではない。 ＜退校の取り扱い＞ 受講生の申し出の場合は認める。ただし、受講料の返金を行わない。 ＜通信学習＞ 通信添削課題は自宅学習の上、指定の提出期限までに提出する。評価責任者による採点の結果、60 点以上をもって履修修

	了とする。60 点未満の者については再提出または面接指導を行い評価する。
--	--------------------------------------

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	--

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	--

特定非営利活動法人 結いの会ともうず
〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町2丁1-7
電話／072-280-5887 ／FAX072-245-5690
携帯電話／070-5369-0921